

1 条例制定 9件

(1) 新規条例 1件

議案等番号	件名	頁
議案第68号	淡路市下水道事業の設置等に関する条例制定の件	1

(2) 改正条例 8件

議案等番号	件名	頁
議案第69号	淡路市行政組織条例(平成17年淡路市条例第9号)の一部を改正する条例制定の件	7
議案第70号	淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第46号)の一部を改正する条例制定の件	16
議案第71号	淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年淡路市条例第130号)及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第16号)の一部を改正する条例制定の件	38
議案第72号	淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第108号)の一部を改正する条例制定の件	43
議案第73号	淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例(平成22年淡路市条例第6号)の一部を改正する条例制定の件	45
議案第74号	淡路市公民館条例(平成17年淡路市条例第229号)の一部を改正する条例制定の件	47
議案第75号	淡路市立図書館設置条例(平成17年淡路市条例第230号)の一部を改正する条例制定の件	51
議案第76号	淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第290号)の一部を改正する条例制定の件	53

議案第 68 号

淡路市下水道事業の設置等に関する条例制定の件

淡路市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第 1 条 市民の公衆衛生の向上及び市域の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業

3 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業の処理施設及び処理区域は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により定める事業計画の処理施設及び処理区域(次項に規定する大町浄化センターの処理区域を除く。)とする。

4 第 2 項第 3 号に掲げる事業の処理施設及び処理区域は、淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 17 年淡路市条例第 135 号)別表第 1 に定める大町浄化センター及びその処理区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業

の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額に免責金額を加えた額）を超えるものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概況

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合には、市長は、速やかにこれを作成しなければならない。

（会計事務の処理）

第8条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする

る。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支払に係る手続の審査に関する事務
- (4) 令第22条の5に規定する出納取扱金融機関等に対する検査及び必要な措置の要求に係る権限

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(淡路市特別会計設置条例の一部改正)
- 2 淡路市特別会計設置条例(平成17年淡路市条例第54号)の一部を次のように改正する。
第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削る。
(淡路市特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による改正前の淡路市特別会計設置条例第1条第4号に規定する淡路市農業集落排水事業特別会計の平成30年度の決算及び同条第9号に規定する淡路市公共下水道事業特別会計の同年度の決算については、なお従前の例による。
(淡路市監査委員条例の一部改正)
- 4 淡路市監査委員条例(平成17年淡路市条例第8号)の一部を次のように改正する。
第4条中「第243条の2」を「第243条の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する場合を含む。)」に、「若しくは第7項若しくは第235条の2第2項」を「、第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項」に改める。
第8条中「第241条第5項」の右に「、地方公営企業法第30条第2項」を、「第3条第1項」の右に「若しくは第22条第1項」を加える。
第10条中「法第235条の2第2項」の右に「又は地方公営企業法第27条の2第1項」を加える。
(淡路市再生水設備改修基金条例の一部改正)
- 5 淡路市再生水設備改修基金条例(平成17年淡路市条例第70号)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「淡路市公共下水道事業特別会計の歳入」を「淡路市下水道事業の資金」に、「財源」を「不足する額」に改める。

淡路市下水道事業の設置等に関する条例附則第2項による淡路市特別会計設置条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため設置する。</p> <p>(1) 淡路市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 淡路市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(3) 淡路市介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p><u>(4) 淡路市農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p><u>(5) 淡路市産地直売所事業特別会計 産地直売所事業</u></p> <p><u>(6) 淡路市温泉事業特別会計 温泉事業</u></p> <p><u>(7) 淡路市津名港ターミナル事業特別会計 津名港ターミナル事業</u></p> <p><u>(8) 淡路市住宅用地造成事業等特別会計 住宅用地造成事業、商工業用地造成事業、観光施設等整備事業及び土地取得造成事業</u></p> <p><u>(9) 淡路市公共下水道事業特別会計 公共下水道事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる目的のため設置する。</p> <p>(1) 淡路市国民健康保険特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 淡路市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(3) 淡路市介護保険特別会計 介護保険事業</p> <p><u>(4) 淡路市産地直売所事業特別会計 産地直売所事業</u></p> <p><u>(5) 淡路市温泉事業特別会計 温泉事業</u></p> <p><u>(6) 淡路市津名港ターミナル事業特別会計 津名港ターミナル事業</u></p> <p><u>(7) 淡路市住宅用地造成事業等特別会計 住宅用地造成事業、商工業用地造成事業、観光施設等整備事業及び土地取得造成事業</u></p>

淡路市下水道事業の設置等に関する条例附則第4項による淡路市監査委員条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは<u>第7項若しくは第235条の2第2項</u>の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(決算等の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、50日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。</p> <p>(公金の収納等の監査)</p> <p>第10条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する場合を含む。)</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項、<u>第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項</u>の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(決算等の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項、<u>地方公営企業法第30条第2項</u>又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項若しくは<u>第22条第1項</u>の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、50日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。</p> <p>(公金の収納等の監査)</p> <p>第10条 監査委員は、法第235条の2第2項<u>又は地方公営企業法第27条の2第1項</u>の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。</p>

淡路市下水道事業の設置等に関する条例附則第5項による淡路市再生水設備改修基金条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行期日の前日までに、合併前の淡路・東浦広域下水道組合再生水設備改修基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成11年淡路・東浦広域下水道組合条例第4号)の規定により設置されていた基金に属する現金は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。</p> <p>3 当分の間、<u>淡路市公共下水道事業特別会計の歳入</u>が不足する場合において当該各年度の<u>財源</u>に充てるため、第6条の規定にかかわらず、基金の一部を処分することができる。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行期日の前日までに、合併前の淡路・東浦広域下水道組合再生水設備改修基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成11年淡路・東浦広域下水道組合条例第4号)の規定により設置されていた基金に属する現金は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。</p> <p>3 当分の間、<u>淡路市下水道事業会計の資金</u>が不足する場合において当該各年度の<u>不足する額</u>に充てるため、第6条の規定にかかわらず、基金の一部を処分することができる。</p>

議案第 6 9 号

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例

淡路市行政組織条例（平成 1 7 年淡路市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「 企画政策部 」「 企画情報部
総務部 を 総務部
財務部 」 に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「企画政策部」を「企画情報部」に改める。

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

（ 4 ） 市の予算、税その他財務に関すること。

（ 5 ） 市の行財政改革の推進に関すること。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（淡路市総合計画審議会条例の一部改正）

2 淡路市総合計画審議会条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画政策部まちづくり政策課」を「企画情報部まちづくり政策課」に改める。

（淡路市行政改革等審議会条例の一部改正）

3 淡路市行政改革等審議会条例（平成 1 8 年淡路市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「財務部財政課」を「総務部財政課」に改める。

(淡路市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 淡路市教育特区学校審議会条例(平成23年淡路市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部まちづくり政策課」を「企画情報部まちづくり政策課」に改める。

(淡路市国際交流審議会条例の一部改正)

- 5 淡路市国際交流審議会条例(平成24年淡路市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部秘書広報課」を「企画情報部秘書広報課」に改める。

(淡路市いじめ問題検証委員会条例の一部改正)

- 6 淡路市いじめ問題検証委員会条例(平成27年淡路市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画政策部まちづくり政策課」を「企画情報部まちづくり政策課」に改める。

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p><u>企画政策部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>財務部</u></p> <p>危機管理部</p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>産業振興部</p> <p>都市整備部</p> <p>(<u>企画政策部</u>の事務)</p> <p>第2条 <u>企画政策部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 秘書、渉外及び儀式に関すること。</p> <p>(2) 市の重要施策の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 地域振興に関すること。</p> <p>(4) 企業誘致に関すること。</p> <p>(5) 情報化の推進に関すること。</p> <p>(6) 広報に関すること。</p> <p>(総務部の事務)</p> <p>第3条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関すること。</p> <p>(2) 職員に関すること。</p> <p>(3) 財産及び契約に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p><u>企画情報部</u></p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>産業振興部</p> <p>都市整備部</p> <p>(<u>企画情報部</u>の事務)</p> <p>第2条 <u>企画情報部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 秘書、渉外及び儀式に関すること。</p> <p>(2) 市の重要施策の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 地域振興に関すること。</p> <p>(4) 企業誘致に関すること。</p> <p>(5) 情報化の推進に関すること。</p> <p>(6) 広報に関すること。</p> <p>(総務部の事務)</p> <p>第3条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関すること。</p> <p>(2) 職員に関すること。</p> <p>(3) 財産及び契約に関すること。</p> <p><u>(4) 市の予算、税その他財務に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市の行財政改革の推進に関すること。</u></p>

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(4)</u> 他の部の所管に属さない事項に関する<u>こと。</u> <u>(財務部の事務)</u> <u>第4条</u> 財務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 <u>(1)</u> 市の予算、税その他財務に関する<u>こと。</u> <u>(2)</u> 市の行財政改革の推進に関する<u>こと。</u> (危機管理部の事務) <u>第5条</u> (略) (市民生活部の事務) <u>第6条</u> (略) (健康福祉部の事務) <u>第7条</u> (略) (産業振興部の事務) <u>第8条</u> (略) (都市整備部の事務) <u>第9条</u> (略) (補則) <u>第10条</u> (略) (委任) <u>第11条</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> 他の部の所管に属さない事項に関する<u>こと。</u> (危機管理部の事務) <u>第4条</u> (略) (市民生活部の事務) <u>第5条</u> (略) (健康福祉部の事務) <u>第6条</u> (略) (産業振興部の事務) <u>第7条</u> (略) (都市整備部の事務) <u>第8条</u> (略) (補則) <u>第9条</u> (略) (委任) <u>第10条</u> (略)</p>

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例附則第2項による淡路市総合計画
審議会条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(庶 務)</p> <p>第 8 条 審議会の庶務は、<u>企画政策部まちづくり政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶 務)</p> <p>第 8 条 審議会の庶務は、<u>企画情報部まちづくり政策課</u>において処理する。</p>

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例附則第3項による淡路市行政改革
等審議会条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>財務部財政課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>総務部財政課</u>において処理する。</p>

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例附則第4項による淡路市教育特区
 学校審議会条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>企画政策部まちづ</u> <u>くり政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>企画情報部まちづ</u> <u>くり政策課</u>において処理する。</p>

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例附則第5項による淡路市国際交流
審議会条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>企画政策部秘書広 報課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>企画情報部秘書広 報課</u>において処理する。</p>

淡路市行政組織条例の一部を改正する条例附則第6項による淡路市いじめ問題検証委員会条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(庶 務)</p> <p>第9条 検証委員会の庶務は、<u>企画政策部まちづくり政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶 務)</p> <p>第9条 検証委員会の庶務は、<u>企画情報部まちづくり政策課</u>において処理する。</p>

議案第70号

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)の一部
を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には1
00分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号
中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、
12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条にお
いて同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第
32条第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に
改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
以外の職員	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500

3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100

39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	

75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	382,100		
96		295,600	343,500	382,600		
97		295,800	343,700	383,300		
98		296,100	344,100	383,900		
99		296,500	344,500	384,500		
100		296,900	344,800	385,100		
101		297,100	345,100	385,800		
102		297,400	345,500	386,400		
103		297,800	345,900	386,900		
104		298,100	346,300	387,500		
105		298,300	346,800	388,200		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900
	2	250,400	336,100	400,800
	3	252,900	339,000	403,700
	4	255,400	342,000	406,500
	5	257,600	344,700	409,100
	6	261,400	348,000	411,800
	7	265,200	351,100	414,600
	8	269,000	354,200	417,300
	9	272,600	357,000	419,500
	10	276,600	359,900	422,200
	11	280,600	363,000	424,800
12	284,600	366,200	427,500	

13	288,400	369,100	429,900
14	292,400	372,700	432,400
15	296,300	375,900	434,800
16	300,200	379,600	437,300
17	303,900	383,200	439,300
18	307,500	385,900	441,700
19	311,000	388,700	444,000
20	314,600	391,400	446,400
21	318,200	394,200	447,900
22	321,900	396,800	450,300
23	325,400	399,400	452,600
24	328,900	401,800	454,900
25	332,400	403,800	456,900
26	335,200	406,100	459,200
27	337,800	408,300	461,400
28	340,400	410,600	463,700
29	343,200	412,900	465,800
30	345,300	415,000	468,100
31	347,500	417,000	470,400
32	349,900	419,100	472,600
33	352,100	421,000	474,600
34	354,500	422,800	476,700
35	356,700	424,600	478,800
36	359,200	426,600	480,900
37	361,400	428,500	483,000
38	363,800	430,500	484,800
39	366,200	432,400	486,600
40	368,400	434,400	488,400
41	370,700	436,200	490,100
42	372,100	438,000	491,900
43	373,600	439,700	493,700
44	375,000	441,500	495,500
45	376,200	443,300	497,100
46	377,600	445,100	498,800
47	379,100	446,900	500,600
48	380,600	448,600	502,400

49	381,700	450,400	504,000
50	382,700	452,100	505,300
51	383,700	453,900	506,600
52	384,500	455,700	507,900
53	385,400	457,600	508,900
54	386,300	458,800	510,200
55	387,000	460,000	511,500
56	387,900	461,200	512,800
57	388,600	462,400	513,800
58	389,500	463,400	514,600
59	390,300	464,400	515,400
60	391,100	465,400	516,200
61	391,600	466,200	517,100
62	392,100	466,900	517,900
63	392,500	467,600	518,800
64	393,000	468,300	519,600
65	393,300	469,000	520,500
66		469,700	521,400
67		470,400	522,100
68		471,000	523,000
69		471,300	523,900
70		472,000	524,700
71		472,700	525,600
72		473,400	526,500
73		473,800	527,300
74		474,400	528,200
75		475,100	529,100
76		475,800	529,800
77		476,200	530,600
78		476,800	531,500
79		477,400	532,400
80		477,900	533,300
81		478,500	534,100
82		479,000	535,000
83		479,500	535,900
84		480,000	536,800

	85		480,400	537,600
	86		481,000	538,500
	87		481,400	539,400
	88		481,900	540,300
	89		482,400	541,100
	90		483,000	
	91		483,600	
	92		484,000	
	93		484,500	
	94		485,100	
	95		485,700	
	96		486,300	
	97		486,800	
再任用職員		296,200	338,600	393,000

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

(淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「

100分の 227.5	100分の 182	100分の 136.5	100分の 68.25
----------------	--------------	----------------	----------------

」

を

「

100分の 232.5	100分の 186	100分の 139.5	100分の 69.75
----------------	--------------	----------------	----------------

」

に改める。

(淡路市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「10

0分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「

100分の 212.5	100分の 170	100分の 127.5	100分の 63.75
100分の 232.5	100分の 186	100分の 139.5	100分の 69.75

」

を

「

100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75
100分の 222.5	100分の 178	100分の 133.5	100分の 66.75

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の淡路市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合におい

ては、第1条の規定による改正前の淡路市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第2条の規定による改正前の淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(勤勉手当) 第32条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(勤勉手当) 第32条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第32条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び
旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
--------	-------------

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案								
別表第1（第7条関係）									別表第1（第7条関係）								
行政職給料表									行政職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	再任用職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900		2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400		3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000		4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900		5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400		6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700		7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200		8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700		9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400		10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000		11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700		12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100		13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400		14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600		15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000		16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800		17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800		18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700		19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500		20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400		21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200		22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000		23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900		24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700		25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200		26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700		27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300		28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行								改 正 案							
29	<u>185,800</u>	<u>238,600</u>	<u>274,100</u>	<u>317,600</u>	<u>345,500</u>	<u>374,700</u>	<u>421,900</u>	29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>
30	<u>187,600</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>319,600</u>	<u>347,400</u>	<u>376,500</u>	<u>423,200</u>	30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
31	<u>189,400</u>	<u>240,800</u>	<u>277,900</u>	<u>321,700</u>	<u>349,300</u>	<u>378,300</u>	<u>424,500</u>	31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
32	<u>191,100</u>	<u>242,000</u>	<u>279,600</u>	<u>323,800</u>	<u>351,100</u>	<u>379,900</u>	<u>425,700</u>	32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>
33	<u>192,700</u>	<u>243,300</u>	<u>281,200</u>	<u>325,100</u>	<u>353,000</u>	<u>381,700</u>	<u>426,900</u>	33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>
34	<u>194,200</u>	<u>244,500</u>	<u>283,100</u>	<u>327,100</u>	<u>354,800</u>	<u>383,100</u>	<u>428,200</u>	34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>
35	<u>195,700</u>	<u>245,700</u>	<u>284,900</u>	<u>329,000</u>	<u>356,600</u>	<u>384,600</u>	<u>429,500</u>	35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>
36	<u>197,200</u>	<u>247,000</u>	<u>286,800</u>	<u>331,100</u>	<u>358,300</u>	<u>386,200</u>	<u>430,700</u>	36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>
37	<u>198,500</u>	<u>247,900</u>	<u>288,400</u>	<u>333,000</u>	<u>359,700</u>	<u>387,600</u>	<u>431,900</u>	37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>
38	<u>199,800</u>	<u>249,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>	<u>432,700</u>	38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>
39	<u>201,100</u>	<u>250,700</u>	<u>291,900</u>	<u>336,900</u>	<u>362,400</u>	<u>390,000</u>	<u>433,500</u>	39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>
40	<u>202,400</u>	<u>252,200</u>	<u>293,700</u>	<u>338,800</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>	<u>434,300</u>	40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>
41	<u>203,700</u>	<u>253,600</u>	<u>295,300</u>	<u>340,700</u>	<u>365,100</u>	<u>392,200</u>	<u>434,900</u>	41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>
42	<u>205,000</u>	<u>255,000</u>	<u>297,000</u>	<u>342,600</u>	<u>366,000</u>	<u>393,400</u>	<u>435,600</u>	42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>
43	<u>206,300</u>	<u>256,400</u>	<u>298,500</u>	<u>344,400</u>	<u>367,100</u>	<u>394,600</u>	<u>436,300</u>	43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>
44	<u>207,600</u>	<u>257,700</u>	<u>300,100</u>	<u>346,300</u>	<u>368,200</u>	<u>395,700</u>	<u>437,000</u>	44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>
45	<u>208,800</u>	<u>258,900</u>	<u>301,700</u>	<u>347,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,400</u>	<u>437,800</u>	45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>
46	<u>210,100</u>	<u>260,200</u>	<u>303,400</u>	<u>349,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,100</u>	<u>438,600</u>	46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>
47	<u>211,400</u>	<u>261,600</u>	<u>305,000</u>	<u>350,700</u>	<u>370,800</u>	<u>397,800</u>	<u>439,000</u>	47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>
48	<u>212,700</u>	<u>262,900</u>	<u>306,700</u>	<u>352,200</u>	<u>371,700</u>	<u>398,500</u>	<u>439,700</u>	48	<u>213,700</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>
49	<u>213,800</u>	<u>264,100</u>	<u>307,700</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>399,100</u>	<u>440,200</u>	49	<u>214,800</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>
50	<u>214,900</u>	<u>265,200</u>	<u>309,200</u>	<u>354,600</u>	<u>373,400</u>	<u>399,700</u>	<u>440,600</u>	50	<u>215,900</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>
51	<u>215,900</u>	<u>266,500</u>	<u>310,700</u>	<u>355,800</u>	<u>374,200</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	51	<u>216,900</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>
52	<u>217,000</u>	<u>267,800</u>	<u>312,300</u>	<u>356,800</u>	<u>375,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	52	<u>218,000</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>
53	<u>218,100</u>	<u>268,800</u>	<u>313,900</u>	<u>357,700</u>	<u>375,700</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	53	<u>219,100</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>
54	<u>219,100</u>	<u>269,900</u>	<u>315,500</u>	<u>358,800</u>	<u>376,400</u>	<u>401,300</u>	<u>442,200</u>	54	<u>220,100</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>
55	<u>220,000</u>	<u>271,200</u>	<u>317,100</u>	<u>359,700</u>	<u>377,100</u>	<u>401,600</u>	<u>442,600</u>	55	<u>221,000</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>
56	<u>221,000</u>	<u>272,500</u>	<u>318,600</u>	<u>360,800</u>	<u>377,800</u>	<u>401,900</u>	<u>442,900</u>	56	<u>222,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>
57	<u>221,500</u>	<u>273,500</u>	<u>320,100</u>	<u>361,700</u>	<u>378,300</u>	<u>402,200</u>	<u>443,200</u>	57	<u>222,400</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>
58	<u>222,400</u>	<u>274,500</u>	<u>321,300</u>	<u>362,400</u>	<u>378,900</u>	<u>402,500</u>	<u>443,600</u>	58	<u>223,300</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>
59	<u>223,200</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>363,100</u>	<u>379,500</u>	<u>402,800</u>	<u>443,900</u>	59	<u>224,100</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
60	<u>224,100</u>	<u>276,500</u>	<u>323,700</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,100</u>	<u>444,200</u>	60	<u>224,900</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
61	<u>224,800</u>	<u>277,600</u>	<u>324,400</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,400</u>	<u>444,500</u>	61	<u>225,600</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行								改 正 案							
62	<u>225,800</u>	<u>278,600</u>	<u>325,300</u>	<u>364,800</u>	<u>381,300</u>	<u>403,700</u>		62	<u>226,600</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>	
63	<u>226,600</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>		63	<u>227,400</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>	
64	<u>227,500</u>	<u>280,500</u>	<u>326,900</u>	<u>366,200</u>	<u>382,500</u>	<u>404,300</u>		64	<u>228,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>	
65	<u>228,200</u>	<u>281,100</u>	<u>327,800</u>	<u>366,500</u>	<u>382,900</u>	<u>404,600</u>		65	<u>229,000</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>	
66	<u>229,000</u>	<u>282,000</u>	<u>328,200</u>	<u>367,200</u>	<u>383,500</u>	<u>404,900</u>		66	<u>229,800</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>	
67	<u>229,900</u>	<u>282,700</u>	<u>328,900</u>	<u>367,900</u>	<u>384,100</u>	<u>405,200</u>		67	<u>230,700</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>	
68	<u>231,000</u>	<u>283,600</u>	<u>329,700</u>	<u>368,600</u>	<u>384,700</u>	<u>405,500</u>		68	<u>231,700</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	
69	<u>231,700</u>	<u>284,600</u>	<u>330,500</u>	<u>368,900</u>	<u>385,100</u>	<u>405,700</u>		69	<u>232,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	
70	<u>232,400</u>	<u>285,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,500</u>	<u>385,600</u>	<u>406,000</u>		70	<u>233,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	
71	<u>233,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,900</u>	<u>370,200</u>	<u>386,100</u>	<u>406,300</u>		71	<u>233,700</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	
72	<u>233,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,600</u>	<u>370,800</u>	<u>386,700</u>	<u>406,600</u>		72	<u>234,500</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	
73	<u>234,600</u>	<u>287,800</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>		73	<u>235,300</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	
74	<u>235,300</u>	<u>288,300</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>	<u>407,100</u>		74	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	
75	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>		75	<u>236,700</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>		76	<u>237,300</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>		77	<u>238,000</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>		78	<u>238,800</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>		79	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>		80	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>		81	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>		82	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>		83	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>		84	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		85	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>			86	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>		
87	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>			87	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>		
88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>			88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>		
89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>			89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>		
90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>			90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>		
91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>			91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>		
92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>			92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>		
93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>			93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>		
94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>	<u>381,100</u>				94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>	<u>381,500</u>			

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行								改 正 案									
	95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>	<u>381,700</u>				95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	<u>382,100</u>				
	96		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	<u>382,200</u>				96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>	<u>382,600</u>				
	97		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>	<u>382,900</u>				97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>	<u>383,300</u>				
	98		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>	<u>383,500</u>				98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>	<u>383,900</u>				
	99		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>	<u>384,100</u>				99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>	<u>384,500</u>				
	100		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>	<u>384,700</u>				100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>	<u>385,100</u>				
	101		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>	<u>385,400</u>				101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>385,800</u>				
	102		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>	<u>386,000</u>				102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>	<u>386,400</u>				
	103		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>	<u>386,500</u>				103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>	<u>386,900</u>				
	104		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>				104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>	<u>387,500</u>				
	105		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>	<u>387,800</u>				105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>	<u>388,200</u>				
	106		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>					106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
	107		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					
	108		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>					108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
	109		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>					109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
	110		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
	111		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>					111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
	112		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>					112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
	113		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>					113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
	114		<u>300,600</u>						114		<u>301,000</u>						
	115		<u>300,900</u>						115		<u>301,300</u>						
	116		<u>301,300</u>						116		<u>301,700</u>						
	117		<u>301,500</u>						117		<u>301,900</u>						
	118		<u>301,700</u>						118		<u>302,100</u>						
	119		<u>302,000</u>						119		<u>302,400</u>						
	120		<u>302,300</u>						120		<u>302,700</u>						
	121		<u>302,700</u>						121		<u>303,100</u>						
	122		<u>302,900</u>						122		<u>303,300</u>						
	123		<u>303,200</u>						123		<u>303,600</u>						
	124		<u>303,500</u>						124		<u>303,900</u>						
	125		<u>303,800</u>						125		<u>304,200</u>						
再任用職員			<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。							

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）				
医師職給料表					医師職給料表				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円			円	円	円
再任用職員以外の職員	1	246,400	331,800	396,700	再任用職員以外の職員	1	247,900	333,100	397,900
	2	248,900	334,800	399,600		2	250,400	336,100	400,800
	3	251,400	337,700	402,500		3	252,900	339,000	403,700
	4	253,900	340,700	405,300		4	255,400	342,000	406,500
	5	256,200	343,400	408,000		5	257,600	344,700	409,100
	6	260,000	346,700	410,700		6	261,400	348,000	411,800
	7	263,800	349,800	413,500		7	265,200	351,100	414,600
	8	267,600	352,900	416,200		8	269,000	354,200	417,300
	9	271,200	355,700	418,600		9	272,600	357,000	419,500
	10	275,200	358,600	421,300		10	276,600	359,900	422,200
	11	279,200	361,700	423,900		11	280,600	363,000	424,800
	12	283,200	364,900	426,600		12	284,600	366,200	427,500
	13	287,000	367,900	429,000		13	288,400	369,100	429,900
	14	291,000	371,500	431,500		14	292,400	372,700	432,400
	15	294,900	374,700	433,900		15	296,300	375,900	434,800
	16	298,800	378,400	436,400		16	300,200	379,600	437,300
	17	302,600	382,000	438,500		17	303,900	383,200	439,300
	18	306,200	384,700	440,900		18	307,500	385,900	441,700
	19	309,700	387,500	443,200		19	311,000	388,700	444,000
	20	313,300	390,200	445,600		20	314,600	391,400	446,400
	21	316,900	393,100	447,200		21	318,200	394,200	447,900
	22	320,600	395,700	449,600		22	321,900	396,800	450,300
	23	324,100	398,300	452,000		23	325,400	399,400	452,600
	24	327,600	400,700	454,300		24	328,900	401,800	454,900
	25	331,100	402,900	456,300		25	332,400	403,800	456,900
	26	333,900	405,200	458,600		26	335,200	406,100	459,200
	27	336,500	407,400	460,800		27	337,800	408,300	461,400
	28	339,100	409,700	463,100		28	340,400	410,600	463,700
	29	341,900	412,000	465,300		29	343,200	412,900	465,800

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行						改 正 案					
		30	<u>344,000</u>	<u>414,100</u>	<u>467,600</u>			30	<u>345,300</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>
		31	<u>346,200</u>	<u>416,100</u>	<u>469,900</u>			31	<u>347,500</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>
		32	<u>348,600</u>	<u>418,200</u>	<u>472,100</u>			32	<u>349,900</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>
		33	<u>350,900</u>	<u>420,200</u>	<u>474,100</u>			33	<u>352,100</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>
		34	<u>353,300</u>	<u>422,100</u>	<u>476,200</u>			34	<u>354,500</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>
		35	<u>355,500</u>	<u>423,900</u>	<u>478,300</u>			35	<u>356,700</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>
		36	<u>358,000</u>	<u>425,900</u>	<u>480,400</u>			36	<u>359,200</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>
		37	<u>360,400</u>	<u>427,800</u>	<u>482,500</u>			37	<u>361,400</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>
		38	<u>362,800</u>	<u>429,800</u>	<u>484,300</u>			38	<u>363,800</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>
		39	<u>365,200</u>	<u>431,800</u>	<u>486,100</u>			39	<u>366,200</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>
		40	<u>367,400</u>	<u>433,800</u>	<u>487,900</u>			40	<u>368,400</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>
		41	<u>369,700</u>	<u>435,600</u>	<u>489,600</u>			41	<u>370,700</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>
		42	<u>371,100</u>	<u>437,400</u>	<u>491,400</u>			42	<u>372,100</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>
		43	<u>372,600</u>	<u>439,100</u>	<u>493,200</u>			43	<u>373,600</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>
		44	<u>374,000</u>	<u>440,900</u>	<u>495,000</u>			44	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>
		45	<u>375,300</u>	<u>442,800</u>	<u>496,600</u>			45	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>
		46	<u>376,700</u>	<u>444,600</u>	<u>498,300</u>			46	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>
		47	<u>378,200</u>	<u>446,400</u>	<u>500,100</u>			47	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>
		48	<u>379,700</u>	<u>448,100</u>	<u>501,900</u>			48	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>
		49	<u>380,900</u>	<u>449,900</u>	<u>503,500</u>			49	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>
		50	<u>381,900</u>	<u>451,600</u>	<u>504,800</u>			50	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>
		51	<u>382,900</u>	<u>453,400</u>	<u>506,100</u>			51	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>
		52	<u>383,800</u>	<u>455,200</u>	<u>507,400</u>			52	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>
		53	<u>384,700</u>	<u>457,100</u>	<u>508,500</u>			53	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>
		54	<u>385,600</u>	<u>458,300</u>	<u>509,800</u>			54	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>
		55	<u>386,300</u>	<u>459,500</u>	<u>511,100</u>			55	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>
		56	<u>387,200</u>	<u>460,700</u>	<u>512,400</u>			56	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>
		57	<u>388,000</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>			57	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>
		58	<u>388,900</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>			58	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>
		59	<u>389,700</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>			59	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>
		60	<u>390,500</u>	<u>464,900</u>	<u>515,800</u>			60	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>
		61	<u>391,100</u>	<u>465,700</u>	<u>516,700</u>			61	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>
		62	<u>391,600</u>	<u>466,400</u>	<u>517,500</u>			62	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>
		63	<u>392,000</u>	<u>467,100</u>	<u>518,400</u>			63	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>
		64	<u>392,500</u>	<u>467,800</u>	<u>519,200</u>			64	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
	65	<u>392,800</u>	<u>468,500</u>	<u>520,100</u>		65	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>
	66		<u>469,200</u>	<u>521,000</u>		66		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>
	67		<u>469,900</u>	<u>521,700</u>		67		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>
	68		<u>470,600</u>	<u>522,600</u>		68		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>
	69		<u>470,900</u>	<u>523,500</u>		69		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>
	70		<u>471,600</u>	<u>524,300</u>		70		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>
	71		<u>472,300</u>	<u>525,200</u>		71		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>
	72		<u>473,000</u>	<u>526,100</u>		72		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>
	73		<u>473,400</u>	<u>526,900</u>		73		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>
	74		<u>474,000</u>	<u>527,800</u>		74		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>
	75		<u>474,700</u>	<u>528,700</u>		75		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>
	76		<u>475,400</u>	<u>529,400</u>		76		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>
	77		<u>475,800</u>	<u>530,200</u>		77		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>
	78		<u>476,400</u>	<u>531,100</u>		78		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>
	79		<u>477,000</u>	<u>532,000</u>		79		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>
	80		<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		80		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>
	81		<u>478,100</u>	<u>533,700</u>		81		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>
	82		<u>478,600</u>	<u>534,600</u>		82		<u>479,000</u>	<u>535,000</u>
	83		<u>479,100</u>	<u>535,500</u>		83		<u>479,500</u>	<u>535,900</u>
	84		<u>479,600</u>	<u>536,400</u>		84		<u>480,000</u>	<u>536,800</u>
	85		<u>480,000</u>	<u>537,200</u>		85		<u>480,400</u>	<u>537,600</u>
	86		<u>480,600</u>	<u>538,100</u>		86		<u>481,000</u>	<u>538,500</u>
	87		<u>481,000</u>	<u>539,000</u>		87		<u>481,400</u>	<u>539,400</u>
	88		<u>481,500</u>	<u>539,900</u>		88		<u>481,900</u>	<u>540,300</u>
	89		<u>482,000</u>	<u>540,700</u>		89		<u>482,400</u>	<u>541,100</u>
	90		<u>482,600</u>			90		<u>483,000</u>	
	91		<u>483,200</u>			91		<u>483,600</u>	
	92		<u>483,600</u>			92		<u>484,000</u>	
	93		<u>484,100</u>			93		<u>484,500</u>	
	94		<u>484,700</u>			94		<u>485,100</u>	
	95		<u>485,300</u>			95		<u>485,700</u>	
	96		<u>485,900</u>			96		<u>486,300</u>	
	97		<u>486,400</u>			97		<u>486,800</u>	
再任用職員		<u>295,800</u>	<u>338,200</u>	<u>392,600</u>	再任用職員		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>
備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。					備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。				

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案																																							
<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>		<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の 212.5</td> <td>100分の 170</td> <td>100分の 127.5</td> <td>100分の 63.75</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>227.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>182</u></td> <td><u>100分の</u> <u>136.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>68.25</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 212.5	100分の 170	100分の 127.5	100分の 63.75	12月1日	<u>100分の</u> <u>227.5</u>	<u>100分の</u> <u>182</u>	<u>100分の</u> <u>136.5</u>	<u>100分の</u> <u>68.25</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の 212.5</td> <td>100分の 170</td> <td>100分の 127.5</td> <td>100分の 63.75</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td><u>100分の</u> <u>232.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>186</u></td> <td><u>100分の</u> <u>139.5</u></td> <td><u>100分の</u> <u>69.75</u></td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 212.5	100分の 170	100分の 127.5	100分の 63.75	12月1日	<u>100分の</u> <u>232.5</u>	<u>100分の</u> <u>186</u>	<u>100分の</u> <u>139.5</u>	<u>100分の</u> <u>69.75</u>
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	100分の 212.5	100分の 170	100分の 127.5	100分の 63.75																																					
12月1日	<u>100分の</u> <u>227.5</u>	<u>100分の</u> <u>182</u>	<u>100分の</u> <u>136.5</u>	<u>100分の</u> <u>68.25</u>																																					
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	100分の 212.5	100分の 170	100分の 127.5	100分の 63.75																																					
12月1日	<u>100分の</u> <u>232.5</u>	<u>100分の</u> <u>186</u>	<u>100分の</u> <u>139.5</u>	<u>100分の</u> <u>69.75</u>																																					
3・4（略）		3・4（略）																																							

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（期末手当） 第29条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第29条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6（略）</p>
<p>（勤勉手当） 第32条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月</u></p>	<p>（勤勉手当） 第32条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100</u></p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第3条による改正（淡路市職員の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>に支給する場合には<u>100分の90</u>、12月に支給する場合には<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

淡路市職員の給与に関する条例及び淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第4条による改正（淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案																																							
<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>		<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じて、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>$\frac{100}{212.5}$</td> <td>$\frac{100}{170}$</td> <td>$\frac{100}{127.5}$</td> <td>$\frac{100}{63.75}$</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>$\frac{100}{232.5}$</td> <td>$\frac{100}{186}$</td> <td>$\frac{100}{139.5}$</td> <td>$\frac{100}{69.75}$</td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	$\frac{100}{212.5}$	$\frac{100}{170}$	$\frac{100}{127.5}$	$\frac{100}{63.75}$	12月1日	$\frac{100}{232.5}$	$\frac{100}{186}$	$\frac{100}{139.5}$	$\frac{100}{69.75}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>$\frac{100}{222.5}$</td> <td>$\frac{100}{178}$</td> <td>$\frac{100}{133.5}$</td> <td>$\frac{100}{66.75}$</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>$\frac{100}{222.5}$</td> <td>$\frac{100}{178}$</td> <td>$\frac{100}{133.5}$</td> <td>$\frac{100}{66.75}$</td> </tr> </tbody> </table>		基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$	12月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	$\frac{100}{212.5}$	$\frac{100}{170}$	$\frac{100}{127.5}$	$\frac{100}{63.75}$																																					
12月1日	$\frac{100}{232.5}$	$\frac{100}{186}$	$\frac{100}{139.5}$	$\frac{100}{69.75}$																																					
基準日	在職期間																																								
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																					
6月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$																																					
12月1日	$\frac{100}{222.5}$	$\frac{100}{178}$	$\frac{100}{133.5}$	$\frac{100}{66.75}$																																					
3・4（略）		3・4（略）																																							

議案第 7 1 号

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 1 7 年淡路市条例第 1 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 4 号中「又は農学」を「若しくは農学」に、「又は化学工学」を「若しくは化学工学」に改め、同条第 5 号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条第 6 号中「短期大学」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を加え、「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「又は化学工学」を「若しくは化学工学」に改め、「卒業した」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第 7 号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「及び」を「若しくは」に改め、「卒業した」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第 8 号及び第 9 号中「又はこれら」を「若しくはこれら」に改める。

(淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 2 6 年淡路市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の右に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第21条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において、衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において、衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において、衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第21条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において、衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において、衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において、衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同</p>

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
第1条による改正（淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において、衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において、土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において、理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10)・(11) (略)</p>	<p><u>法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において、衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において、土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において、理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10)・(11) (略)</p>

淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 第2条による改正（淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

議案第 7 2 号

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表淡路市立育波保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
(名称、定員及び位置) 第2条 前条に規定する保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。			(名称、定員及び位置) 第2条 前条に規定する保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。		
名称	定員	位置	名称	定員	位置
淡路市立塩田 保育園	90人	淡路市下司117 7番地1	淡路市立塩田 保育園	90人	淡路市下司117 7番地1
淡路市立中田 保育園	90人	淡路市中田445 番地	淡路市立中田 保育園	90人	淡路市中田445 番地
淡路市立大町 保育園	80人	淡路市大町上43 7番地	淡路市立大町 保育園	80人	淡路市大町上43 7番地
<u>淡路市立育波 保育所</u>	<u>60人</u>	<u>淡路市育波135 2番地</u>			
淡路市立多賀 保育所	60人	淡路市下河合50 番地	淡路市立多賀 保育所	60人	淡路市下河合50 番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
淡路市立釜口 保育所	45人	淡路市釜口130 3番地	淡路市立釜口 保育所	45人	淡路市釜口130 3番地

議案第 7 3 号

淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年淡路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

北淡インター駐車場	淡路市育波 8 8 5 番地 3
-----------	------------------

」

を

「

本四仁井バス停駐車場	淡路市小田 5 5 3 番地 1
北淡インター駐車場	淡路市育波 8 8 5 番地 3

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例第 2 条に規定する本四仁井バス停駐車場に係る同条例第 4 条第 1 項の利用の許可その他当該駐車場の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

淡路市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北淡インター 駐車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市育波885番地3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遠田バス停駐 車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市遠田2425番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東浦バスター ミナル駐車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市浦666番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東浦バスター ミナル第2駐 車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市浦45番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東浦インター 駐車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市浦1996番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	北淡インター 駐車場	淡路市育波885番地3	遠田バス停駐 車場	淡路市遠田2425番地 1	東浦バスター ミナル駐車場	淡路市浦666番地1	東浦バスター ミナル第2駐 車場	淡路市浦45番地2	東浦インター 駐車場	淡路市浦1996番地8	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>本四仁井バス 停駐車場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>淡路市小田553番1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北淡インター 駐車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市育波885番地3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遠田バス停駐 車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市遠田2425番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東浦バスター ミナル駐車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市浦666番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東浦バスター ミナル第2駐 車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市浦45番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東浦インター 駐車場</td> <td style="text-align: center;">淡路市浦1996番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	<u>本四仁井バス 停駐車場</u>	<u>淡路市小田553番1</u>	北淡インター 駐車場	淡路市育波885番地3	遠田バス停駐 車場	淡路市遠田2425番地 1	東浦バスター ミナル駐車場	淡路市浦666番地1	東浦バスター ミナル第2駐 車場	淡路市浦45番地2	東浦インター 駐車場	淡路市浦1996番地8
名 称	位 置																										
北淡インター 駐車場	淡路市育波885番地3																										
遠田バス停駐 車場	淡路市遠田2425番地 1																										
東浦バスター ミナル駐車場	淡路市浦666番地1																										
東浦バスター ミナル第2駐 車場	淡路市浦45番地2																										
東浦インター 駐車場	淡路市浦1996番地8																										
名 称	位 置																										
<u>本四仁井バス 停駐車場</u>	<u>淡路市小田553番1</u>																										
北淡インター 駐車場	淡路市育波885番地3																										
遠田バス停駐 車場	淡路市遠田2425番地 1																										
東浦バスター ミナル駐車場	淡路市浦666番地1																										
東浦バスター ミナル第2駐 車場	淡路市浦45番地2																										
東浦インター 駐車場	淡路市浦1996番地8																										

議案第 74 号

淡路市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市公民館条例の一部を改正する条例

淡路市公民館条例（平成 17 年淡路市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「設置する公民館は、市の全域をその事業の主たる対象区域とする公民館及び市の特定区域をその事業の主たる対象区域とする公民館（以下「地区公民館」という。）と」を「法第 21 条第 1 項の規定に基づき、公民館を設置」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

公民館の名称、位置及びその事業の主たる対象区域は、別表第 1 のとおりとする。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条の第 1 項中「中央公民館は、すべて」を「淡路市立中央公民館は、全て」に改め、同条第 2 項中「地区公民館のうち」を「公民館のうち」に、「掲げる地区公民館」を「掲げる公民館（以下「地区公民館」という。）」に改める。

別表第 1 中

「

淡路市立岩屋公民館	淡路市岩屋 1 5 1 4 番 地 1 8	淡路市立岩屋中学校通学 区域
-----------	--------------------------	-------------------

」

を

「

淡路市立中央公民館	淡路市志筑 3 1 1 7 番 地 1	市の全域及び淡路市立津 名中学校通学区域
淡路市立岩屋公民館	淡路市岩屋 1 5 1 4 番	淡路市立岩屋中学校通学

	地 1 8	区域
--	-------	----

に改める。

別表第 2 中

「

淡路市立北淡公民館	淡路市立仁井公民館及び淡路市立育波公民館
淡路市立一宮公民館	淡路市立尾崎公民館

を

「

淡路市立岩屋公民館	-
淡路市立北淡公民館	淡路市立仁井公民館及び淡路市立育波公民館
淡路市立一宮公民館	淡路市立尾崎公民館
淡路市立東浦公民館	-

に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

淡路市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案															
<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>設置する公民館は、市の全域をその事業の主たる対象区域とする公民館及び市の特定区域をその事業の主たる対象区域とする公民館(以下「地区公民館」という。)</u>とする。</p> <p>(名称、位置及び対象区域)</p> <p>第3条 <u>前条の市の全域をその事業の主たる対象区域とする公民館の名称は、淡路市立中央公民館(以下「中央公民館」という。)</u>とし、<u>その位置は、淡路市志筑3117番地1とする。</u></p> <p><u>2 地区公民館の名称、位置及びその事業の主たる対象区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(公民館の統括等)</p> <p>第4条 <u>中央公民館は、すべての公民館を統括する。</u></p> <p><u>2 地区公民館のうち、別表第2の左欄に掲げる公民館は、拠点公民館として同表の右欄に掲げる地区公民館を所管する。</u></p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市立岩屋公民館</td> <td>淡路市岩屋1514番地18</td> <td>淡路市立岩屋中学校通学区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	淡路市立岩屋公民館	淡路市岩屋1514番地18	淡路市立岩屋中学校通学区	<p>(設置)</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。</u></p> <p>(名称、位置及び対象区域)</p> <p>第3条 <u>公民館の名称、位置及びその事業の主たる対象区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(公民館の統括等)</p> <p>第4条 <u>淡路市立中央公民館は、全ての公民館を統括する。</u></p> <p><u>2 公民館のうち、別表第2の左欄に掲げる公民館は、拠点公民館として同表の右欄に掲げる公民館(以下「地区公民館」という。)を所管する。</u></p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市立中央公民館</td> <td>淡路市志筑3117番地1</td> <td>市の全域及び淡路市立津名中学校通学区</td> </tr> <tr> <td>淡路市立岩屋公民館</td> <td>淡路市岩屋1514番地18</td> <td>淡路市立岩屋中学校通学区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	淡路市立中央公民館	淡路市志筑3117番地1	市の全域及び淡路市立津名中学校通学区	淡路市立岩屋公民館	淡路市岩屋1514番地18	淡路市立岩屋中学校通学区
名称	位置	対象区域														
淡路市立岩屋公民館	淡路市岩屋1514番地18	淡路市立岩屋中学校通学区														
名称	位置	対象区域														
淡路市立中央公民館	淡路市志筑3117番地1	市の全域及び淡路市立津名中学校通学区														
淡路市立岩屋公民館	淡路市岩屋1514番地18	淡路市立岩屋中学校通学区														

淡路市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
淡路市立北淡公民館	淡路市富島25番地41	淡路市立北淡中学校通学区	淡路市立北淡公民館	淡路市富島25番地41	淡路市立北淡中学校通学区
(略)			(略)		
淡路市立尾崎公民館	淡路市尾崎4398番地1	淡路市尾崎区	淡路市立尾崎公民館	淡路市尾崎4398番地1	淡路市尾崎区
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
拠点公民館	地区公民館		拠点公民館	地区公民館	
淡路市立中央公民館	淡路市立塩田公民館、淡路市立志筑公民館、淡路市立中田公民館、淡路市立生穂公民館、淡路市立佐野公民館、淡路市立大町公民館及び淡路市立長沢公民館		淡路市立中央公民館	淡路市立塩田公民館、淡路市立志筑公民館、淡路市立中田公民館、淡路市立生穂公民館、淡路市立佐野公民館、淡路市立大町公民館及び淡路市立長沢公民館	
淡路市立北淡公民館	淡路市立仁井公民館及び淡路市立育波公民館		淡路市立北淡公民館	淡路市立仁井公民館及び淡路市立育波公民館	
淡路市立一宮公民館	淡路市立尾崎公民館		淡路市立一宮公民館	淡路市立尾崎公民館	
			淡路市立岩屋公民館		
			淡路市立東浦公民館		

議案第 75 号

淡路市立図書館設置条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市立図書館設置条例の一部を改正する条例

淡路市立図書館設置条例（平成 17 年淡路市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）

第 6 条第 1 項第 2 号中「の土曜日及び日曜日を除いた日。整理日が土曜日及び日曜日の場合は翌月の月初めの日」を「。その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 休日の翌日（その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

淡路市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(休館日)</p> <p>第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>毎週木曜日</u></p> <p>(2) <u>資料整理日(毎月末日の土曜日及び日曜日を除いた日。整理日が土曜日及び日曜日の場合は翌月の月初めの日)</u></p> <p>(3) <u>特別整理期間(毎年 1 0 日以内において、教育委員会が定める日)</u></p> <p>(4) <u>1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで</u></p> <p>(5) <u>国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日(土曜日及び日曜日は除く。)</u></p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日(以下「休日」という。) に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)</u></p> <p>(2) <u>資料整理日(毎月末日。その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)</u></p> <p>(3) <u>特別整理期間(毎年 1 0 日以内において、教育委員会が定める日)</u></p> <p>(4) <u>1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで</u></p> <p>(5) <u>休日の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)</u></p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p>

議案第 76 号

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成 17 年淡路市条例第 290 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表淡路市立アソンプレホールの項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その翌日」を「その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「その翌日」を「その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日」に改め、「(土曜日及び日曜日は除く。)」を「の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)」に改め、同号を同項第 2 号とする。

別表第 2 項を削り、同表第 3 項を同表第 2 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市立しづかホール</td> <td>淡路市志筑新島5番地4</td> </tr> <tr> <td>淡路市立アソンプレホール</td> <td>淡路市岩屋2942番地17</td> </tr> <tr> <td>淡路市立サンシャインホール</td> <td>淡路市浦148番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 ホールの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで並びに次の各号に掲げるホールについては、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 淡路市立しづかホール(以下「しづかホール」という。) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、<u>その翌日</u>)</p> <p>(2) <u>淡路市立アソンプレホール(以下「アソンプレホール」という。) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)</u></p> <p>(3) 淡路市立サンシャインホール(以下「サンシャインホール」という。) 木曜日(その日が休日に当たるときは、<u>その翌日</u>)及び休日(<u>土曜日及び日曜日は除く。</u>)</p>	名称	位置	淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5番地4	淡路市立アソンプレホール	淡路市岩屋2942番地17	淡路市立サンシャインホール	淡路市浦148番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路市立しづかホール</td> <td>淡路市志筑新島5番地4</td> </tr> <tr> <td>淡路市立サンシャインホール</td> <td>淡路市浦148番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 ホールの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで並びに次の各号に掲げるホールについては、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 淡路市立しづかホール(以下「しづかホール」という。) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、<u>その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日</u>)</p> <p>(2) 淡路市立サンシャインホール(以下「サンシャインホール」という。) 木曜日(その日が休日に当たるときは、<u>その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日</u>)及び休日の翌日(その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、<u>その日後においてその日に最も近い</u></p>	名称	位置	淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5番地4	淡路市立サンシャインホール	淡路市浦148番地1
名称	位置														
淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5番地4														
淡路市立アソンプレホール	淡路市岩屋2942番地17														
淡路市立サンシャインホール	淡路市浦148番地1														
名称	位置														
淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5番地4														
淡路市立サンシャインホール	淡路市浦148番地1														

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、ホールの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p>	<p><u>土曜日、日曜日又は休日でない日</u>)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、ホールの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p>

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行		改 正 案						
別表（第13条関係） 1 しづかホールの使用料 （単位：円） <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 60px; text-align: center; margin-top: 20px;">(略)</div> 備考 ア～ケ（略）		別表（第13条関係） 1 しづかホールの使用料 （単位：円） <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 60px; text-align: center; margin-top: 20px;">(略)</div> 備考 ア～ケ（略）						
2 <u>アソンプレホールの使用料</u> （単位：円）								
		使用料及び単位時間						
区分		9時か 13時ま 13時ま で	13時か 18時ま 18時ま で	18時か 22時ま 22時ま で	9時か 18時ま 18時ま で	13時か 22時ま 22時ま で	9時か 22時ま 22時ま で	
ホ ニ ル	入場 料を 徴収 しな い場 合	営業行為以 外に利用す る場合	8,820	11,020	12,120	19,840	23,140	31,960
		営業 土曜 行為 日、日 に利 曜日及 用す び休日 る場 合	19,840	26,460	29,760	46,300	56,220	76,060
		平日	16,530	22,050	25,350	38,580	47,400	63,930

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行										改 正 案		
入場料を徴収する場合	営業行為以外に利用する場合	土曜日、日曜日及び休日	14,330	19,840	22,050	34,170	41,890	56,220				
		平日	12,120	16,530	18,740	28,650	35,270	47,390				
	営業行為以外に利用する場合	土曜日、日曜日及び休日	29,760	40,800	45,200	70,560	86,000	115,760				
		平日	25,350	33,070	37,480	58,420	70,550	95,900				
会議室	第1会議室	9時から17時まで				17時から22時まで						
	第2会議室	1時間につき 540				1時間につき 660						
	第3会議室	9時から17時まで				17時から22時まで						
	第4会議室	1時間につき 320				1時間につき 440						
1階ロビー	9時から17時まで				17時から22時まで							
	1時間につき 1,100				1時間につき 1,320							
附属設備	別に規則で定める額											
備考												
1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のためにホールを												

淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>利用するときは、当該利用区分に係る規定の使用料の額の50%の額とする。</u></p> <p><u>2 ホールを準備又は後始末のために利用するときは、当該利用区分に係る規定の使用料の額又は1により算出したそれぞれの額の30%の額とする。</u></p> <p><u>3 舞台練習のために利用するときは、当該利用区分に係る規定の使用料の額又は1により算出したそれぞれの額の70%の額とする。</u></p> <p><u>4 冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る規定の使用料の額の150%の額とする。</u></p> <p><u>3</u> サンシャインホールの使用料 (単位：円)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 1・2 (略)</p>	<p><u>2</u> サンシャインホールの使用料 (単位：円)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 1・2 (略)</p>